



2024年5月28日

各 位

会 社 名 株式会社ダイフク
代表者名 代表取締役社長 下代 博
(コード：6383 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員 CFO 日比 徹也
電話番号 06-6472-1261 (代)

事業年度の変更に関する定款変更のお知らせ

当社は、2024年5月28日開催の取締役会において、2024年6月21日開催予定の第108回定時株主総会に、下記のとおり、事業年度の変更に関する定款変更を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本定款変更につきましては、当社第108回定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

—記—

1. 変更の理由

当社は、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までと定めていますが、海外連結子会社と決算月を統一することで、グローバルな事業運営の効率化及び経営情報の適時・適格な開示により経営の透明性の向上を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたしたく、現行定款第12条、第13条、第37条、第39条に所要の変更を行うものです。

また、事業年度の変更に伴い、2024年4月1日から始まる当社第109期事業年度は2024年4月1日から2024年12月31日までの9カ月間となるため、経過措置として附則を設けるものです。

なお、当社は、2024年3月26日開催の取締役会において、2024年6月21日開催予定の第108回定時株主総会で、定款一部変更の件に係る議案が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議、公表しています。

(ご参考 https://www.daifuku.com/jp/ir/assets/20240326_01.pdf)

2. 変更内容

変更内容は以下のとおりです。

(変更箇所は下線_を付しています)

現行定款	変更案
第 12 条 (基準日) 当社は、毎年 <u>3</u> 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第 12 条 (基準日) 当社は、毎年 <u>12</u> 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第 13 条 (招集の時期) 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月にこれを招集する。	第 13 条 (招集の時期) 当社の定時株主総会は、毎年 <u>1</u> 月 1 日から <u>3</u> カ月以内にこれを招集する。
第 14 条～36 条 (省略)	第 14 条～36 条 (現行どおり)
第 37 条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月 1 日から <u>翌年 3</u> 月 31 日までとする。	第 37 条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月 1 日から <u>12</u> 月 31 日までの <u>1</u> 年とする。
第 38 条 (省略)	第 38 条 (現行どおり)
第 39 条 (剰余金の配当の基準日) 剰余金の配当としての期末配当は毎年 <u>3</u> 月 31 日、中間配当は毎年 <u>9</u> 月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。	第 39 条 (剰余金の配当の基準日) 剰余金の配当としての期末配当は毎年 <u>12</u> 月 31 日、中間配当は毎年 <u>6</u> 月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。
(新設)	<u>(附則)</u> <u>第 1 条</u> <u>第 37 条 (事業年度) の規定にかかわらず、令和 6 年 4 月 1 日から始まる第 109 期事業年度は、令和 6 年 12 月 31 日までの 9 カ月間とする。</u> <u>第 2 条</u> <u>第 39 条 (剰余金の配当の基準日) の規定にかかわらず、第 109 期事業年度の中間配当の基準日は、令和 6 年 9 月 30 日とする。</u> <u>第 3 条</u> 本附則は、第 109 期事業年度終了後これを削除する。

3. 効力発生日

2024 年 6 月 21 日

以上